

## 日本における立憲主義の歴史と課題 ——自民党「新憲法草案」にもふれつつ——

丹羽 徹

### はじめに

一〇〇五年一〇月、自由民主党は結党五〇年の党大会で「新憲法草案」を決定した。この党は、結党以来自主憲法制定を党是としてきたのであるから、ようやく「念願」に近づいたということになる。「草案」の主たる内容は、もちろん九条にあるが、それに加えて「公共の秩序」「公益」のための人権制限という、従来の人権保障の在り方を一八〇度転換する内容が盛り込まれている。世論の批判でここでは削除されたが、国民に憲法尊重擁護義務を課すということも、この人権観の変更が加えられれば、事实上盛り込まれたに等しい状況を作り出すことも十分に予測できる。

すなわち、権力が作り出す「公共の秩序」や「公益」を維持することが国民に義務づけられることになるのであるから、憲法による公権力統制という近代立憲主義の枠組みが大きな危機に晒されていることができる。

このような状況を前提に以下では、日本の立憲主義を概略として振り返り、現在の課題のいくつかを検討してみたい。

## — 「立憲主義」constitutionalism とは

「立憲主義」という概念については、必ずしも一義的に用いられるわけではないので、本稿で用いる立憲主義とは何かを示しておきたい。広義では憲法に基づく政治あるいは（公権力の行使）ということができるが、ここで言う「憲法」の意味を近代的な意味でのそれという意味で用いる。一七八九年のフランス人権宣言がその一六条で、「人権の保障が確保されず、権力の分立が定められていないかなる社会も憲法を持たない」ということを近代立憲主義のメルクマールとして用いている。すなわち、憲法とは、人権の保障をその目的とし、それを実現することができる国家権力行使の目的であり、そのためには権利保障と権力分立によって権力を制限しようとする原理を立憲主義とする一般的理解による。<sup>(2)</sup>

国家権力は、憲法が授権することにより、はじめて権力を行使することができ、憲法が授権した範囲でのみ行使することが認められる。その範囲を超えた場合に、その行為は「違憲」の評価を受けるが、権力分立は国家作用を一般に立法・行政・司法とに分け、それら相互にチェック・アンド・バランスを取らせることによつて、憲法の範囲内で権力行使が行われるような仕組みを設けている。

他方、近代立憲主義はその前提として、主権の所在を国民に置き、民主主義の過程を通して公権力を統制するものとしている。したがつて、国民代表機関が行う立法作用、その執行機関である行政の行為を、裁判機関が場合によつては「違憲無効」とする権限を持つことには疑問が呈せられてきたことは理由のところである。

しかし、本稿は、このような論争点を明らかにし、それを議論することを目的とするものではなく、さしあたり、先に述べたような一般的理解を前提に、日本の立憲主義についての歴史と現在の課題のいくつかを取り上げて紹介

するにどうも。

なお、立憲主義に類似した概念としては、「法の支配」rule of law、ドイツで使われる「法治国家」Rechtsstaat（最近では立憲国家 Verfassungsstaat と評される）、一九八〇年代以降フランスで用いられるようになつた「法治国家」état de droit（「れはどちらかといえはドイツ的立憲国家に近い）があり、それぞれ用いられた国に特有の意味を持つてゐるが、この相違点についても）では論じない。

また「憲法」とは、「イギリス憲法」と言った場合がそうであるように、実定憲法である憲法典に限定されるものではなく、國家の根本規範であり、統治作用の基本枠組みを定めた法規範全体を指す。しかしながら、根本規範であるが故に一義的に確定できないものが含まれ、また規定に欠陥がある場合には、それらを補充する憲法実例が存在するが、実定憲法典を定めている場合には、内容の確定（解釈）においては、これが優先するとなる、という点は確認しておきたい。

## 二 大日本帝国憲法と「外見的立憲主義」

最初に、やや教科書風ではあるが、具体的に日本の立憲主義を振り返つておこう。

日本では、一八八九年に大日本帝国憲法（明治憲法）がつくられ、形式的には権利保障規定と国家権力についての基本枠組みが作られ、立憲的な国家体制が整えられた。しかし、その内容は、第一に権利保障については、表現の自由などの権利が保障されていたものの、それらは「法律の範囲内で」のみ認められるという「法律の留保」のもとでの保障にすぎなかつた。すなわち、人が生まれながらに享受する奪うことのできない権利（人権）としてで

はなく、法律によつてすれば権利保障の範囲はいかにも狭めることができた。このことに加えて、君主制であつたために、「人一般」の権利ではなく、あくまで臣民の権利として、主権者である天皇が認めたものだけが保障されるという形式をとつていた。また、治安維持法に代表されるように、実態としてもそうであった。

第二に、大日本帝国憲法は天皇を主権者とする欽定憲法であり、自らが「統治権を總攬」し、立法機関である帝國議会は天皇の立法作用に協力する（協賛）ものとして、國務各大臣は天皇の行政権行使を補助する（補弼）ものとして、司法権は「天皇の名において」行われるものとして設けられた。さらに、軍隊についても、天皇は統帥権をもつており、すべての統治権を憲法上独占していた。

このように大日本帝国憲法は、形式的には権利保障と権力分立を採用していたが、近代立憲主義の視点からすれば、「外見的立憲主義」と評されるものであった。

このような内容をもつ大日本帝国憲法も、立憲的に運用されようとした時期があつた。すなわち、二〇世紀の初頭の一時期、「大正デモクラシー」と言われる時期であった。ドイツの國家法人説の影響を受け、天皇も議会や内閣と同じく国家の一機関であるとして、権力分立にある程度の実体的な意味を持たせようとした。

しかし、そのような時期はごく短期間であり、一九三〇年代には、とりわけ一九三五年の天皇機関説事件を境に、大きく後退していった。

もちろん、大日本帝国憲法は、当時の他の欧米諸国と同様、違憲立法審査権の規定を置いていなかつた。

### 三 日本国憲法と立憲主義

第一次世界大戦の終結条件であるポツダム宣言を、連合国に對して受諾することによって日本は敗戦を迎えた。日本国憲法は、形式的には大日本帝国憲法の改正手続に則って、作られたものであるが、実質的には新憲法の制定であつた。

日本国憲法は、大日本帝国憲法の基本原理とは大きく異なつており、一般的には三大原則として、国民主権、基本的人権の保障、平和主義を置いている。

基本的人権については、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」ものとされ、その行使に当たつては、濫用の禁止が求められるほか、人権相互の調整原理として「公共の福祉」のために利用される責任を負わせている。

このような基本的人権保障のため、戦争の放棄（これは六でやや詳しく述べる）と、国家の作用を大きく三つに分け、国民代表機関としての国会に立法権を、議院内閣制のもとづく内閣に行政権を、裁判所に司法権を認めており、相互にチェック・アンド・バランスを行う仕組みとが作られている。アメリカ流の権力分立とイギリス流の議院内閣制が組み合わされているという意味では特殊な統治形態と言ふこともできる。これらの制度は、主権原理が國民主権へ転換しており、これらの権力行使は国民の名によつて正当化される。

憲法には、これらの機関による権限行使について、いくつかの規定を設けているが、憲法規範が一義的には確定できないが、憲法実例として運用されていることを、一つだけ紹介しておこう。衆議院の解散権の所在についてで

ある。

日本の国会は、二院制をとつており、内閣は衆議院（下院）の信任にその存立基盤をもつ。成立時には信任された内閣もその後、多数派の支持を得られなくなる場合があるので、それを想定した規定を憲法は置いている。すなわち、内閣は、衆議院で不信任案可決または信任案否決の場合には、自ら総辞職するか、衆議院を解散するかのいずれかを選択することが憲法によつて義務づけられている（六九条解散）。憲法は、それ以外に衆議院を解散する場合については明文の規定を持たない。

憲法が沈黙しているのであれば、授權していないことになり、六九条以外に解散権を行使することはできないといふこともできる。それにもかかわらず、日本国憲法のもとでの衆議院解散は、ほとんどの場合、六九条に基づくものではなく、天皇の形式的儀礼的行為として憲法七条に定める国事行為により行われている（七条解散）。

憲法の何を根拠に解散が行われるのか。日本国憲法は、内閣の助言と承認の下に形式的儀礼的な天皇の国事行為を定めている。その中に、「衆議院の解散」（七条）がある。これを根拠にしながら、内閣が「衆議院の解散を行う」という実質的決定（助言と承認）を行うことができるという解釈により、衆議院において不信任されなくても衆議院を解散できるという憲法事実が定着している。

一〇〇五年八月に行われた小泉内閣による衆議院の解散は、参議院での法案の否決を、内閣不信任とみなして行われた。日本における議院内閣制は、第一義的に内閣の存立基盤を衆議院に置き、信任制度と解散制度とによつて、内閣は衆議院に直接的には責任を負つていて、そのため、参議院の評決結果を根拠とする衆議院の解散は、議院内閣制の存立の基礎を搖るがしかねない問題であつて、従来の枠組みとも異なつた「事実」が行われたと言うことができる。ただし形式的には従来と同様に七条解散を行つたという点で変わりはない。

## 四 違憲審査制と立憲主義

三つの統治作用のうち、司法権について節をあらためてみておこう。

ヨーロッパ近代の立憲主義確保の担い手として、国民代表機関である議会を位置づけてきた。これは国民主権原理から導き出される。他方、裁判所は立憲主義の担い手としては位置づけられなかつた。たとえば、革命後のフランスでは、立法・行政よりも一段低い位置づけしか与えられなかつたし、「法律=一般意思の表明」とされ、法律の無謬性が前提とされていたからである。また、議会にのみ法律解釈権を認め、政府・裁判所は法律を忠実に執行するだけの機関と位置づけられたに過ぎなかつた。

アメリカにおいても同様で、憲法は明文で裁判所に違憲立法審査権を付与していないが、その後裁判所の判例を通して確立し、消極的であつたフランスにおいても七〇年代に憲法院が違憲審査機関化していく。

そのことは、政治的機関（立法・行政）が自己拘束として合憲性を確保するのではなく、法的な判断として政治機関を統制することが重要になっていることを意味している。今日多くの国で違憲審査制が確立していることがそのことを表している。<sup>(3)</sup>最高法規としての憲法が規範の問題として、政治に対する枠組みとしての実効性を確保しようとする試みである。

日本国憲法は、世界の多くの流れと同様、あるいは憲法上の制度としては比較的早期に、違憲審査制を設けた。

憲法八一条は、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」として、司法機関としての裁判所に違憲立法審査権を与えている。

憲法上の制度としては、違憲審査権が付与されているものの、実際には、約六〇年の間に法律を違憲無効とした

最高裁判決は六種七件にすぎない<sup>(4)</sup>。このような状況について司法消極主義とりわけ違憲判断消極主義といわれたりする。六でみると、とりわけ平和主義をめぐる判断は極めて消極的である。

このように消極的であるといわれる理由は、統治システムの問題と政治的な問題との二つの側面で説明される。統治システムの問題としては、議会が立憲主義確保の中心機関であったことと軌を一にする。すなわち、議会制民主主義の過程を通して、主権者国民の意思が第一次的には表明されるべきであり、立法府の判断は尊重されるべきものであるといふものである。

第二の問題はより日本のである。日本国憲法の下で、約六〇年の間、政権を担当してきたのは、ごく例外的な一時期をのぞいて、基本的に同一の政党である。日本国憲法は、裁判官の任命を内閣の権限としている。内閣は、自己の政策に否定的な者を裁判官（とりわけ最高裁）とすることを回避しようとする。政権交代が行われず、長期にわたって同質の政権が続いた結果、議会多数派、内閣、最高裁は同質の者で占められる傾向となる。その結果、違憲判断を回避したり、違憲判決が出にくくなる。もうひとつの背景としては、その政権が現行憲法に消極的評価をしていることもその傾向を強める。統治行為論、合憲的限定解釈によってとりわけ法令違憲の判断となることを回避する。

## 五 表現の自由と日本の立憲主義

次に、人権とともに「表現の自由」と立憲主義との関係をみておこう。

一九九二年に制定されたウズベキスタン共和国憲法は、二九条で精神的自由を保障する一方で、表現の自由につ

いってはその範囲を「現在の憲法体制に反することを目的とするもの」および「法律で制限する」ものには保障を及ぼさないものとしている。また、五七条では、結社の自由につき、憲法体制の暴力的破壊を目的とした団体の結成および活動を禁止している。

他方、日本国憲法は一般的な内在的制約以外に精神的自由に対する制約は、その表現の目的が反憲法的であつたとしても、憲法上、認められていない。しかしながら、法律のレベルでは「破壊活動防止法」などがあり、同法によれば「団体の活動」として「暴力主義的破壊活動を行つた団体」を規制対象として、その解散、機関誌の配布が禁止される法制度が存在する。しかし、この法律に対しても<sup>(5)</sup>は制定当時から集会・結社、表現の自由を侵害するおそれがあるとして、違憲の疑いが出されている。

このような、日本国憲法の表現の自由とは対照的に、戦後ドイツの憲法は、人間の尊厳と自由な民主的秩序の破壊者には自由の保障は及ばないとするいわゆる「たたかう民主制」が採用された。これは、ワيمার憲法のあまりに自由主義的な性格の結果、ナチスによる破壊を受けたというドイツに特殊な、例外的体制として日本では議論され、日本国憲法はこのような憲法体制を採用していないとの理解が一般的である。

この体制については、二つの視点から評価することができる。一つは、表現の自由が国家権力によって奪うことのできない人間に固有の人権であり、かつ譲渡不可能なものと理解すれば、まさしく例外といふことができる。今ひとつは、憲法制定権者がいかなる権利を保障するのかを含めて憲法制定行為を行うことができるのであり、表現の自由を人権として保障する一方で、その制限を憲法による、すなわち下位規範に委ねないという、その限りで立憲主義的な制度を採用したということができる。

いずれにせよ、ドイツにおいても何が人間の尊厳であり、何が自由で民主的な憲法秩序であるのかを判断するの

は国家権力であつて、自由への抑圧につながりかねないとの批判が出されている。具体的な活動ではなく、思想そのものを対象とするだけに、少なくとも憲法が自らその制限をすることが立憲主義の立場からは最低限求められるであろう。

いざれにせよ、どのような範囲でどのように保障するのかは憲法制定権者の判断に委ねられることになるであろう。

なお、私見では、自由の敵であつても、それが思想、言論のレベルである限りいかなる制限も許されるべきではなく、いわゆる「言論の市場」のなかでの民主的陶冶によつて判断されるべきであり、現在の少数派は明日の多数派になりうるという「開かれた民主制」であることが望ましい。制限を受けるべき活動は、暴力的破壊行為であつて、静穏な表現行為に及んではならないという点を付言しておこう。

## 六 平和主義と立憲主義

日本における立憲主義の中心的な課題の一つとして、平和主義のそれがある。

日本国憲法は前文と九条によつて平和的生存権を認めてゐる。これは平和が人権の基礎にあるという考え方であり、「平和なくして人権なし」を具体化するものである。また平和の実現は武力によらないという考えを徹底したものであり、九条が非武装平和主義と呼ばれるゆえんである。したがつて、平和の問題は人権の問題でもあり、九条は日本の立憲主義を考える上で必要不可欠な課題である。

日本国憲法は、九条一項で「日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦

争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」として、国連憲章などと同一の戦争放棄を定め、第二項で「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」として、「手段」を放棄した。この手段の放棄こそが日本国憲法が平和憲法と称されるゆえんである。しかし、他方、日本は現在では世界有数の自衛隊と名乗る実力組織（軍隊）を持つていることは周知のことである。

日本国憲法をめぐつての最大の争点は、九条と自衛隊は両立するのか否かであつたし、今でもそうである。

憲法制定当時、政府は、目的の如何（侵略であれ、自衛であれ）を問わず戦争の手段を保持することは許されないとの解釈をしていた。しかし、その後、政府はその解釈を変更することによって自衛隊を合憲のものとしてきた。すなわち、「憲法は「自衛権」を放棄したものではなく、そのための必要最小限度の実力は憲法が禁止する戦力ではない。何が必要最小限かはその時代の状況によつて決まる。」というものである。

この「必要最小限」ということによつて、たとえば戦闘機の戦闘能力を制限したり、あるいは集団的自衛権は行使できない、海外へは出動しない、武器輸出の原則禁止、非核三原則などの歯止めをかけてきた。これらのこととは、国民の中では受け入れられてきた。「九条は守るべき、自衛隊は現状で」というのが世論調査に出てくる多数の意見であつた。

その後、九〇年代以降、自衛隊の活動範囲は、これらの枠を越えて、海外での活動が行われるようになり、憲法との緊張関係が一段と問題とされた。現在の焦点は、集団的自衛権の行使が、現行憲法の範囲内で可能か否かにまで拡大されている。

憲法九条をめぐる裁判で、最高裁判所は、在日米軍については合憲判断をしたが、自衛隊については一度も合憲

(6)

判決を下していない。

ところで、世界有数の軍隊である自衛隊が海外で活動するなど、もはや九条には規範性がないのではないかといつた、疑問が出される。しかしながら、それに対しても、政府が防衛政策を変更しようとする場合に、憲法九条との関係を常に考えながら、その範囲を決めなければならず、そのためには九条は枠組みを提供し続けているとの反論が出される。

他方、憲法学界では、自衛隊の存在そのものを違憲であるとする立場が有力で、仮に自衛隊の存在そのものが合憲であるとしても、その具体的な活動（たとえばイラク戦争への派遣）については、もはや自衛の範囲を超えていると評価されている。

## 七 改憲論と立憲主義

このような自衛隊の存在と活動と九条とのズレを解消することを中心にして、憲法改正問題が生じている。また、日本国憲法の歴史は、九条と自衛隊との緊張関係が常につきまとっていた。しかし、具体的には「解釈改憲」といわれる手法で、その場をしおぎ、結果として制定時とはその内容を大きく変えるような政策がとられてきた。

成文憲法（規範）とのズレは、ドイツでは憲法変遷論として、フランスでは憲法慣習論として論じられ、一定の要件を満たす場合には憲法の意味内容が変わったとみることがある。しかし、成文憲法を持つ限り、正式な改正手続きによって内容を変えなければならないというのが立憲主義の立場である。

今日の改憲論は、政府がこれまで取ってきた「必要最小限論」によって自ら拘束してきた「集団的自衛権の行使

が禁止されている」とする解釈の限界を取り除き、それを明文改憲によつてその行使を可能にすることに、主な目的がある。<sup>(7)</sup>

立憲主義の意義は、憲法の枠内で政治・政策が選択されることにある。現実の政策選択にあたつて、憲法と対立する場合に、二つの選択肢がある。政策を放棄、あるいは憲法の範囲内に変更することが第一の選択肢であり、もう一つは当該政策を実施するために憲法を変えるということである。ドイツやフランスでは現行憲法を既に数十回改正しているが、それは後者を選択したことによる。日本では政府の解釈（変更）によつてその矛盾を解消してきた。国民に帰属すべき憲法改正権からすれば、日本の選択はその権利行使を行わせなかつた点で問題がある。

次に、現在日本で議論されている憲法改正論のいくつかに共通する考え方として「国民の憲法尊重擁護義務」<sup>(8)</sup>がある。

日本国憲法は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」（99条）として、公務員に対して憲法尊重擁護義務を定めている。これは、公権力行使を担当するものが憲法の範囲内でそれを行ふことを義務づけたもので、近代立憲主義の基本的考え方を明文化したものと言うことができる。すなわち、主権者国民が権力担当者に対して授権したのは憲法の範囲内に限り、それを超えてはならないとするものである。それに対して、改憲論にみられる「国民の憲法尊重擁護義務」は、憲法によつて授権された権力担当者が結果的に国民を拘束するということを意味する。統治するという目的のために権力が行使されることになる。これは近代立憲主義の否定である。

## おわりに

明治憲法からみれば一一七年、日本国憲法からも五九年、その間、日本の立憲主義は必ずしも順風満帆というわけではなかつたが、少なくとも最高法規としての憲法という意識は国民の中に定着してきた。しかし、他方でそれを否定しようとする動きが小さくない声で呼ばれていることも注視していかなければならないであろう。

平和主義に関しては、九条の平和主義の条文そのものは維持すべきであるという世論はなお過半数を超えているが、他方、自衛隊や在日米軍の存在を肯定的に評価する世論も多數を占めている。規範と現実とのズレはともすれば立憲主義の原理とは相容れず、そのズレを放置しておくことは立憲主義を空洞化するものといえる。国民が現状を肯定的にとらえ、かつ裁判所も含めて自衛隊と憲法九条との乖離、すなわち違憲性の判断を回避していることは、日本人の紛争を法的に徹底して解決することを避けようとする「和」の精神から導き出されることであろう。<sup>(10)</sup>しかし、このことは日本の立憲主義を崩壊させる契機ともなることにつながる。だから、憲法を改正して現状に憲法をあわせるべきであるとの改憲論は、平和主義の理念を放棄するものであり、規範・理念に現状をあわせる努力をすることこそいま求められている。

## 注

(1) 本稿は、二〇〇五年九月一〇日から一日にウズベキスタン・国立タシケント法科大学で開催された国際シンポジウム「公法領域における法の支配、パラリーガルブルフェッショーン」（同法科大学と名古屋大学の共催）において行つた同名の報告をもとに、報告後に決定された自由民主党「新憲法草案」にもふれつつ若干の加筆修正を行つたものである。森英樹先生の名古屋大

学退職にあたって、筆者の研究課題の中心である「子どもの権利」論にかかる論文の寄稿を予定していたのであるが、諸般の事情により、本稿を寄せるに至った。筆者の憲法像についての一定の理解するところを示すことで不十分ながら学恩に報いたい。

(2) 大須賀明・栗城壽夫・樋口陽一・吉田善明編『憲法辞典』三省堂、二〇〇一年、四七三頁（樋口執筆部分）。

(3) 憲法学が「政治学から法律学へ」（憲法学の法律学化）というフランスでの流れもその中に位置づけられる。

(4) 最大判一九七三・四・四刑集二七一三一一六五（存続殺重罰規定（刑法二〇〇条）、最大判一九七五・四・三〇民集二九一四五七二（郵局開設距離制限（郵事法六条）、最大判一九七六・四・一四民集三〇一三一一二三および最大判一九八五・七・一七民集三九一五一一〇〇（衆議院議員定数不均衡（公職選挙法別表一）、最大判一九八七・四・二二民集四一一三一一四〇八（森林法共右林分割制限（森林法旧一八六条）、最大判二〇〇一・九・一一民集五六一七一四三九（郵便法賠償免除（郵便法六八条および七三条）、最大判二〇〇五・九・一四判例集未搭載（在外選挙権剥奪（公職選挙法附則八項）。

『破壊活動防止法—逐条解説と総批判』別冊法律時報、一九五二年。

(5) 砂川事件最高裁大法廷判決一九五九・一二・一六刑集二三一一三一一三二二五。

(6) (7) 自民党の新憲法草案は、九条一項を残し、二項を削除した上で、別途「自衛軍」の規定を設け、個別的自衛権と区別してきた。集団的自衛権についての解釈に拘束されないようにしている。

(8) たとえばユーゴ内戦にNATO軍としてドイツ軍が域外派兵を行ったために行われた基本法改正やEUの通貨統合のために行われた歐州諸国憲法改正などがある。

(9) 読売新聞社の改憲案二〇〇四、自民党改憲案（一次）、同（二次）では盛り込まれていたが、「新憲法草案」では、各方面からの批判もあり削除された。

(10) タシケントで報告した際、ウズベキスタン側の参加者から、日本の「和」の精神と立憲主義との関係をどのように考えるのか

といった趣旨の質問を受けた。その際には、ここで述べているように九条の規範性と現実との乖離を、結果として紛争を回避する形で現状追認によつて認めることとなり、立憲主義にとつては危険な側面があるとの発言をした。当日のシンポジウムのテーマとの関わりで付言すれば、「法の支配」とパラリーガルとの関係では、裁判という公式の紛争解決ではなく、法律を基本にしつつ、しかしより個別の状況に即した可能な限り紛争を解決する専門職としての、司法書士や税理士などの役割は、単なる力関係で、その意味では弱者・強者の関係が直接に影響するのではなく、法を通しての解決に導く手法として、重要な役割を果たしているし、今後一段とその必要性は高まると言える。